

福山市深津学区体育会会則

第一章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は福山市深津学区体育会と称する。

(事務所)

第 2 条 本会の事務所は事務局長宅におく。

第二章 目 的

(目 的)

第 3 条 本会は、学区内の社会体育の振興とスポーツを通じての人間形成の育成と地域社会に貢献することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- ①社会体育の振興と体位向上に関する事業
- ②専門的技術の向上とクラブ組織の育成に関する事業
- ③レクリエーションの普及と親睦に関する事業
- ④学区民の諸団体との連携協力に関する事業
- ⑤その他目的達成に必要な事業

(専門部)

第 5 条 本会に専門的に指導研究するため専門部をおくことができる。また理事役員会において承認されれば新部門を設けることができる。

- ①陸上部
- ②ソフトボール部
- ③卓球部
- ④テニス部
- ⑤バレーボール部
- ⑥バドミントン部
- ⑦フットベースボール部

第三章 組 織

(会 員)

第 6 条 本会の会員は、深津学区内全戸を対象とし本会の目的を理解し、所定の会費納入者をもって組織する。

(入脱会)

第 7 条 本会の入会は、各町内会を通じて本部に登録される。また脱会する場合も同様とする。

第四章 機 関

(機 関)

第 8 条 本会に次の機関をおく。

- ①評議委員会
- ②理事役員会
- ③事務局会

(評議委員会)

第 9 条 評議委員会は、本会の最高議決機関であつて、会員より選出された委員(選出基準は理事役員会で別に定める)全員をもつて構成し、毎年々度始めに定期的に開催するものとする。但し理事役員会が必要と認めたときは、20日以内に召集しなければならない。

(評議委員会附議事項)

第 10 条 評議委員会には、次の事項を附議しなければならない。

- ①年間行事計画及び年間活動報告に関する事項
- ②予算及び決算報告に関する事項
- ③役員を選出に関する事項
- ④会則の改廃に関する事項
- ⑤その他必要な事項

(理事役員会)

第 11 条 理事役員会は、本会の執行機関であつて、理事および役員(会計監査を除く)をもつて構成し必要に応じて随時開催する。

(理事役員会附議事項)

第 12 条 理事役員会に附議する事項は次の通りとする。

- ①行事計画及び予算に関する事項
- ②活動報告及び決算に関する事項
- ③評議委員会に提案する事項
- ④評議委員会より委任された事項
- ⑤その他必要な事項

(事務局会)

第 13 条 事務局会は理事役員会及び評議委員会に提案する事項を協議するとともに運営全般に亘つて必要に応じて開催する。

第五章 会 議

(会議の召集)

第 14 条 本会の会議の招集はすべて会長が召集する。

(会議の議長)

第 15 条 本会の会議の議長は、理事役員会及び事務局会
においては事務局がこれにあたる。評議委員会に
おいては、評議委員のなかより、その都度選出する。

(決 議)

第 16 条 本会の会議の決議は、出席者の過半数をもって決し可否
同数のときは議長の決するところによる。

第六章 役 員 お よ び 理 事

(役員および理事)

第 17 条 本会に次の役員および理事をおく。

- | | |
|--------|----------|
| ①会長 | 1名 |
| ②副会長 | 若干名 |
| ③事務局長 | 1名 |
| ④事務局次長 | 若干名 |
| ⑤事務局 | 若干名 |
| ⑥会計 | 2名 |
| ⑦理事 | 各町内会より1名 |
| ⑧各専門部長 | 1名 |
| ⑨同副部長 | 若干名 |
| ⑩会計監査 | 2名 |

(役員および理事の任務)

第 18 条 本会の役員および理事の任務は次の通りとする。

- ①会長は本会を代表し会務を統括する。
- ②副会長は会長を補佐し会長の事故あるときはこれを代理する。
- ③事務局長および次長は日常業務を掌握し運営の指導にあたる。
- ④会計は本会の経理及び財産を管理する。
- ⑤専門部長及び副部長は専門部の企画・立案・執行にあたる。
- ⑥会計監査は年一回以上経理を監査し評議委員会に報告する。
- ⑦理事は理事役員会の決定に従い行事全般の執行にあたる。

(役員および理事の選出)

第 19 条 本会の役員は評議委員会において承認する。
理事は各町内会において選出する。

(役員任期)

第 20 条 本会の役員任期は、2ヶ年とし、定期評議委員会より次期定期評議委員会までとする。但し、欠員が生じたときは理事役員会の議を経て補選することが出来る。この場合の任期は前任者の残任期間とする。

第七章 会 計

(経 費)

第 21 条 本会の経費は一般会費及び寄付金、その他の収入をもってあたる。
(但し会費の額は年度毎に評議委員会で定める。)

(会計年度)

第 22 条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第八章 雑 則

(改 廃)

第 23 条 本会則の改廃は評議委員会の3分の2以上の同意を必要とする。

第 24 条 本会則は1951年9月1日より実施する。

附 則

1956年4月	改正
1963年5月	改正
1982年4月	改正
1994年4月	改正
1998年4月	改正
2004年4月	改正
2005年4月	改正
2006年4月	改正
2013年4月	改正
2015年4月	改正